鳥取市介護保険第三者行為求償事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第２１条第１項の規定に基づく第三者の行為による損害賠償の請求権の取得及び鳥取市介護保険事務取扱規則（平成１２年鳥取市規則第７８号。以下「規則」という。）第２３条の規定による第三者行為の届出の事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

（被害届等の提出）

第２条　被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じたときは、速やかに規則第２３条で定める第三者行為による被害届(規則様式第４３号)を市長に提出するものとする。

２　前項の規定による届出には、第三者の行為の状況等を明らかにする書類を添付して行うものとする。

（第三者の行為による被害届の添付資料）

第３条　前条第２項に規定する第三者の行為の状況を明らかにする書類は、第三者行為傷害基本調査書（様式第１号）、交通事故発生状況報告書(様式第２号)及び交通事故証明書とする。

（損害賠償請求権の代位取得の了承）

第４条　被保険者は、法第２１条第１項の規定に基づき、その給付の価格の限度において、第三者に対して有する損害賠償の請求権を、鳥取市が代位取得することについて、了承することを同意書(様式第３号)により市長に届け出しなければならない。

（示談の報告）

第５条　被保険者又は第三者は、第三者行為の原因となった事故の示談が成立した場合には、示談書の写しを添付し市長に報告しなければならない。

（損害賠償の請求）

第６条　市長は、前条の規定により示談の報告があった場合は、その内容を精査し給付の価格の限度において求償額を算出し、介護保険損害賠償を請求する。

（保険給付の減額）

第７条　被保険者が、保険給付と同一の事由について損害賠償を受けたときは、法第２１条第２項の規定に基づき、被保険者にその受けた価格を限度として保険給付を行わないこととする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附　則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2　この要領の施行の際現に改正前の要領の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この要領の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正のうえこれを使用することができる。

附　則

この要領は、令和５年２月９日から施行する。